

地域コミュニティ協議会の支援のあり方検討委員会開催要綱

(目的)

第1条 地域コミュニティ協議会が様々な世代や団体と関わりながら自主・自立した形で運営できるように全市的な視点から活動支援の方法などについて検討を行うため、地域コミュニティ協議会の支援のあり方検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を開催する。

(委員)

第2条 検討委員会は、委員15名以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 地域コミュニティ協議会（新潟市区自治協議会条例（平成18年新潟市条例第74号）第2条第2項第1号に規定する地域コミュニティ協議会をいう。）の構成員
- (2) 学識経験者
- (3) 公募による者

3 委員の任期は、平成27年3月末までとする。

(座長)

第3条 検討委員会の座長は、委員の中から各委員の承認を得て充てる。

2 座長は検討委員会の進行を務める。

3 座長が不在のときは、座長の指名する者がその職務を代行する。

(会議)

第4条 検討委員会の会議は、市長が招集する。

2 会議は、原則公開とする。ただし、新潟市情報公開条例（昭和61年新潟市条例第43号）第16条の規定により非公開とすることができる。

3 市長が必要と認めるときは、検討委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 検討委員会の事務局は、市民生活部市民協働課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月18日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。